

平成 22 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 ケイエス冷凍食品株式会社
代表者名 代表取締役社長 永田 憲一
(コード：2881、名証第 2 部)
問合せ先
取締役常務執行役員管理本部長 丸本 敏明
電話番号 06-4805-7207

定款の一部変更及び全部取得条項付種類株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更及び当社による全部取得条項付種類株式(下記において定義いたします。)の全部の取得について、平成22年6月25日開催予定の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)及び普通株主様による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本定款の一部変更及び当社による全部取得条項付種類株式の全部の取得等に係る議案が本定時株主総会及び本種類株主総会において承認可決された場合、当社普通株式は名古屋証券取引所の上場廃止基準に該当することになりますので、当社普通株式は平成22年6月25日から平成22年7月25日までの間、整理銘柄に指定(売買最終日は7月23日)された後、平成22年7月26日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を名古屋証券取引所第二部において取引することはできません。

記

I. 当社定款の一部変更

1. 種類株式発行会社となるための定款一部変更の件(定款一部変更(1))

(1) 定款一部変更の提案理由

平成22年3月18日付当社プレスリリース「テーブルマーク株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」でご報告申し上げたとおり、テーブルマーク株式会社(以下「テーブルマーク」といいます。)は、平成22年2月3日から平成22年3月17日まで当社の普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行い、平成22年3月25日(決済日)をもって、当社普通株式1,403,603株を保有するに至り、その議決権の数は14,036個となり、平成22年3月31日現在の当社の総株式の議決権の数に対する割合は、98.16%となっております。

テーブルマークは、平成22年1月29日付プレスリリース及び平成22年2月3日付公開買付け届出書において表明しているとおり、世界的な金融危機の影響により、経済全体が短・中期的に厳しい景況が見込まれているなか、加工食品事業についても、その影響を免れることは困難な状況にあり、加えて、少子高齢化に伴う社会構造の変化や原料価格の高騰など

により経営環境が一段と厳しくなることが予想されるなかで、同業他社との競争に打ち勝つために、同事業について、設備投資等への機動的な資源投入、中長期的視点に立った経営資源の配分・競争力の強化を図るとともに、経営のスピードを向上させ、柔軟かつ機動的な施策を迅速に実現しうる体制を構築することを目的として、当社を完全子会社とすることを企図しております。

当社といたしましても、主たる事業である加工食品の製造・販売について、昨今の急速な景気後退に加え、少子高齢化に伴う社会構造の変化や原料価格の高騰などにより加工食品事業の経営環境が悪化し、同業他社との競争がより激化することが予想されることから、親会社であるテーブルマークとの関係強化を通じて強固な経営基盤を確立し、ガバナンスの強化及び経営効率化を図り、当社グループの人的・物的・知的資源（研究開発基盤・成果、調味技術、間接機能等）を十分に活用できる体制を構築することが、当社の企業価値を中長期的に最大化すると判断しております。

以上を踏まえ、具体的には以下①ないし③記載の方法（以下総称して「本定款一部変更等」といいます。）により、当社はテーブルマークの完全子会社となることといたしました（以下「本件完全子会社化」といいます。）

- ① 当社定款の一部を変更し、A種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設いたします。なお、本定時株主総会開催日現在において発行済みの当社株式を、以下「普通株式」といいます。（定款一部変更(1)）
- ② 上記①による一部変更後の当社定款を一部追加変更し、当社普通株式に当社が株主総会の特別決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします。（定款一部変更(2)）
なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付種類株式」といいます。
- ③ 会社法第171条並びに上記①及び②による一部変更後の当社定款に基づき、当社は、株主総会の特別決議によって、全部取得条項付種類株式の全部（自己株式を除きます。）を取得し、全部取得条項付種類株式にかかる各株主様に対して、当該取得の対価として、全部取得条項付種類株式1株と引換えにA種種類株式0.00003782株を交付いたします。この際、テーブルマーク以外の各株主様に対して割り当てられるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。（下記Ⅱ記載「全部取得条項付種類株式の取得の決定の件」）

定款一部変更(1)は、本定款一部変更等のうち、上記①として、当社が種類株式発行会社となり、A種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものです。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項及び同第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであり、下記Ⅱにおいてご説明いたしますとおり、全部取得条項付種類株式の取得対価はA種種類株式としております。

会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の当社定款の定めに従って、当社が全部

取得条項付種類株式の全部を取得した場合、テーブルマーク以外の全部取得条項付種類株式にかかる各株主様に対して取得対価として交付される当社A種種類株式は、1株未満の端数となる予定です。

全部取得条項付種類株式にかかる株主様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式を、会社法第234条の定めに従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件に売却し、この売却により得られた代金をその端数に応じて株主様に交付します。かかる売却手続きに関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該A種種類株式をテーブルマークに売却することを予定しています。

この場合の当社のA種種類株式の売却額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主様が保有する当社普通株式数に金1,560円（テーブルマークが当社普通株式に対して本公開買付けを行った際における買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に交付できるような価格に設定することを予定しております。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

なお、定款一部変更(1)は、本定時株主総会において承認可決された時点で効力を生じるものといたします。

(下線を付した部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、4,800,000株とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>4,800,000株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は4,799,000株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は1,000株とする。</u></p> <p><u>(A種種類株式)</u></p> <p>第5条の2 <u>当社の残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主(以下「A種株主」という。)またはA種種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式</u></p>

<p>(新 設)</p>	<p><u>質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A 種類株式 1 株につき、1 円（以下「A 種残余財産分配額」という。）を支払う。A 種株主または A 種登録株式質権者に対して A 種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A 種株主または A 種登録株式質権者は、A 種類株式 1 株当たり、普通株式 1 株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p><u>（種類株主総会）</u></p> <p><u>第 16 条の 2 第 14 条、第 15 条および第 17 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>②第 16 条 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>③第 16 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>
--------------	--

2. 既発行株式を全部取得条項付種類株式とする定款一部変更の件（定款一部変更(2)）

(1) 定款一部変更の提案理由

上記 1 においてご説明申しあげましたとおり、当社は、本定款一部変更等により、本件完全子会社化を実施することといたしました。定款一部変更(2)は、本定款一部変更等のうちの②として、定款一部変更(1)後の定款を一部追加変更し、当社普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付種類株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付種類株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付種類株式 1 株と引き換えに、定款一部変更(1)により設けられる A 種類株式 0.00003782 株を交付する旨の定款の定めを設けるほか、所要の変更を行うものであります。

具体的には、定款一部変更(1)後の定款に当社普通株式に全部取得条項を付加する定めとして、定款変更案第 5 条の 3 を新設するものであります。

定款一部変更(2)が本定時株主総会及び本種類株主総会において承認され、定款一部変更

(2)の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付種類株式となります。
 かかる定款の定めに従って当社が株主総会の決議によって全部取得条項付種類株式の全部を取得した場合、テーブルマーク以外の株主様に対して取得対価として割り当てられるA種種類株式は、1株未満の端数となる予定であります。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであり、定款一部変更(1)後の定款の一部を追加変更するものであります。

なお、定款一部変更(2)は、定款一部変更(1)及び下記Ⅱ記載「全部取得条項付種類株式の取得の決定の件」がご承認を得られること、本定時株主総会及び本種類株主総会において定款一部変更(2)のご承認を得られることを条件として、平成22年7月29日にその効力を生ずるものといたします。

(下線を付した部分は変更箇所)

定款一部変更(1)による変更後の定款	変更案
(新 設)	<u>(全部取得条項)</u> <u>第5条の3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当該取得を行う場合には、当社は、普通株式の取得と引換えに、新たに発行するA種種類株式を普通株式1株につき0.00003782株の割合をもって交付する。</u>

3. 定款一部変更の件 (定款一部変更(3))

(1) 定款一部変更の提案理由

定款一部変更(1)、定款一部変更(2)及び下記Ⅱ記載「全部取得条項付種類株式の取得の決定の件」が承認可決されますと、必要な手続きを経て、当社はテーブルマークの完全子会社となります。

この場合、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うことになることから、定款一部変更(2)後の定款第12条を削除するとともに、この変更に伴い同定款第13条以下の各条項を1条ずつ繰り上げるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

なお、定款一部変更(3)は、定款一部変更(1)、定款一部変更(2)及び下記Ⅱ記載「全部取得条項付種類株式の取得の決定の件」の効力が生ずることを条件として、定款一部変更(3)が承認可決された時点で効力を生じるものといたします。

(下線を付した部分は変更箇所)

定款一部変更(2)による変更後の定款	変更案
<p>(基準日)</p> <p>第 12 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>②前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p> <p>第 13 条～第 16 条 (条文省略)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第 16 条の 2 第 14 条、第 15 条および第 17 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>②第 16 条 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>③第 16 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>	<p>(削除)</p> <p>第 12 条～第 15 条 (条文省略)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第 15 条の 2 第 13 条、第 14 条および第 16 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>②第 15 条 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>③第 15 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>以下、各条項を 1 条ずつ繰り上げる。</p>

II. 全部取得条項付種類株式の取得の決定の件

1. 全部取得条項付種類株式の全部を取得することを必要とする理由

上記 I 「当社定款の一部変更」の 1 「種類株式発行会社となるための定款一部変更の件（定款一部変更(1)）」でご説明申しあげたとおり、当社は、本定款の一部変更等により、本件完全子会社化を実施することといたしました。

全部取得条項付種類株式の取得の決定の件は、本定款一部変更等のうちの③を実施するもので、会社法第171条並びに定款一部変更(1)及び定款一部変更(2)後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付種類株式にかかる株主様から全部取得条項付種類株式を全部取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、株主様に対し取得対価を交付するものであります。

かかる取得対価としては、定款一部変更(1)後の定款において定めるA種種類株式とし、定款一部変更(2)後の定款第5条の3に定めるとおり、全部取得条項付種類株式1株につき交付されるA種種類株式の数は0.00003782株とさせていただいております。この結果、テーブルマーク以外の各株主様に対して取得対価として交付される当社A種種類株式は1株未満の端数となる予定であり、下記の処理がなされることにより最終的には現金が交付されることとなります。

当社は、全部取得条項付種類株式の取得の決定の件が承認された場合においては、全部取得条項付種類株式にかかる株主様に交付されることとなる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項に基づく裁判所の許可を得た上で、テーブルマークに対して売却することを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主様が保有する当社普通株式1株につき金1,560円（テーブルマークが当社普通株式に対して本公開買付けを行った際における買付価格）の割合で計算した金額に相当する金銭を各株主様に交付できるような価格に設定することを予定しております。

全部取得条項付種類株式の取得に反対する株主様は、会社法第172条に定める手続きにより、裁判所に対して、当社の取得する全部取得条項付種類株式の価格決定の申立てを行うことができます。この申立てにつきましては、株主様自らの責任とご判断において行っていただくこととなります。

2. 全部取得条項付種類株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付種類株式の取得と引き換えに交付する金銭等及び全部取得条項付種類株式の株主様に対する取得対価の割り当てに関する事項

当社は、取得日（下記(2)において定めます。）において、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主様の有する全部取得条項付種類株式の全て（自己株式を除きます。）を取得し、これと引き換えに、全部取得条項付種類株式1株に対し0.00003782株の割合によりA種種類株式を交付するものであります。

(2) 取得日

平成22年7月29日といたします。

(3) その他

本議案に定める全部取得条項付種類株式の取得は、定款一部変更(1)及び定款一部変更(2)の効力が生ずることを条件として、効力が生ずるものといたします。

なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

Ⅲ. 本定款一部変更等の日程の概要（「招集通知発送」以降の日程は予定）

平成22年5月25日 取締役会決議
平成22年6月9日 招集通知発送
平成22年6月25日 定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会
定款一部変更(1)の効力発生日
定款一部変更(3)の効力発生日
平成22年6月25日 整理銘柄への指定
平成22年6月28日 定款変更に関する通知公告
平成22年6月28日 全部取得条項付種類株式の取得に関する基準日設定に関する通知公告
平成22年7月23日 当社普通株式の最終売買日
平成22年7月26日 当社普通株式の上場廃止日
平成22年7月28日 全部取得の為の基準日
平成22年7月29日 定款一部変更(2)の効力発生日
当社による全部取得条項付種類株式の取得の効力発生日

(ご参考)

定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の決議事項は以下のとおりです。

【定時株主総会】

決議事項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 種類株式発行会社となるための定款一部変更の件（定款一部変更(1)）
- 第4号議案 既発行株式を全部取得条項付種類株式とする定款一部変更の件(定款一部変更(2))
- 第5号議案 全部取得条項付種類株式の取得の決定の件（上記Ⅱ「全部取得条項付種類株式の取得の決定の件」）
- 第6号議案 定款一部変更の件（定款一部変更(3)）

【普通株主様による種類株主総会】

決議事項

- 議案 既発行株式を全部取得条項付種類株式とする定款一部変更の件(定款一部変更(2))

以上